

## 転換期を迎えた消防行政

消防庁危険物規制課長

小林 恭一

### はじめに

戦後の経済成長と豊かな日本社会を支えてきた旧来型の経済・社会システムが制度疲労を起こしつつある、と言われるようになって久しい。

このため、21世紀を見据えた活力ある日本社会に再生していくことを目指して、従来の経済・社会システムが抜本的に見直されつつある。消防防災や産業保安の分野についても、「自主保安」、「自己責任原則」、「民間活力の活用」、「多様化」、「競争原理の導入」などをキーワードとして、従来日本の安全を支えてきたシステムに「規制緩和」の動きが急である。

一方、昭和50年代の半ば以降、着実に減少してきていた危険物施設の事故件数が、バブル崩壊以後、上昇傾向に転じている。この傾向は、コンビナート区域においては、より顕著である。

このような経済・社会情勢のもと、「国民の安全」と「経済的メリット」や「多様なニーズへの対応」、「国際競争力の確保」、「活力ある経済社会の形成」などとのバランスの取れたシステムの形成のため、「危険物行政」における「規制緩和」は如何にあるべきかを例にとって、今後の「消防防災行政」のあり方などについて考えてみることにしたい。

## 1 規制緩和の必要性

今、何故「規制緩和」が必要なのであろうか。

現在閣議決定されている「規制緩和推進3ヶ年計画（平成11年3月30日）」を見ると、その柱書きで

「我が国経済社会の抜本的な構造改革を図り、国際的に開かれ、自己責任原則と市場原理に立つ自由で公正な経済社会としていくとともに、行政の在り方について、いわゆる事前規制型の行政から事後チェック型の行政に転換していくことを基本とする。

このため、①経済的規制は原則自由、社会的規制は必要最小限との原則の下、規制の撤廃又はより緩やかな規制への移行、②検査の民間移行等規制方法の合理化、③規制内容の明確化、簡素化、④規制の国際的整合化、⑤規制関連手続の迅速化、⑥規制制定手続の透明化を重視し、平成10年度（1998年度）から12年度（2000年度）までの3ヶ年にわたり規制緩和等を計画的に推進する。」とされている。

この中で「規制緩和の目的」と言えそうなのは、前段の

①我が国経済社会の抜本的な構造改革を図る

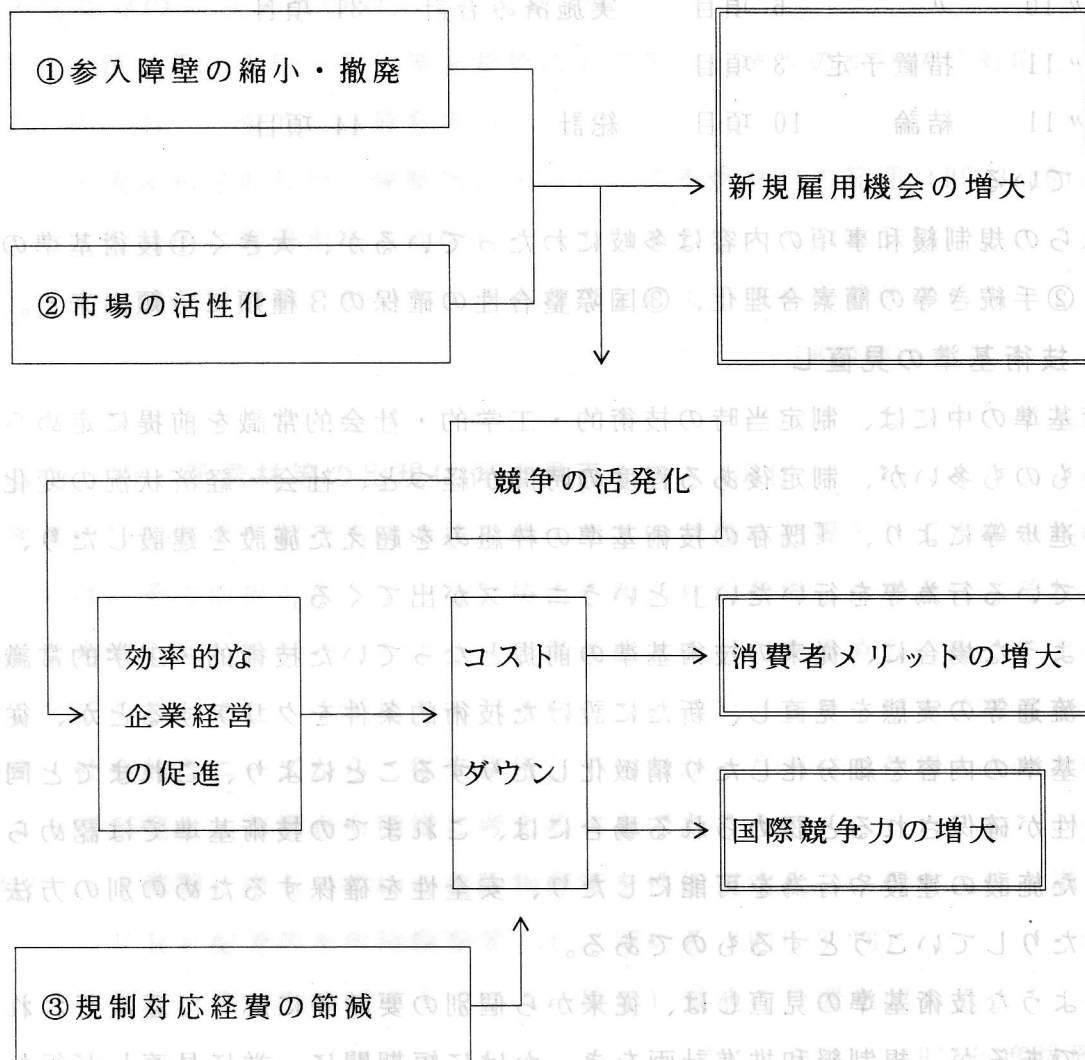
②国際的に開かれた経済社会としていく

③自己責任原則と市場原理に立つ自由で公正な経済社会としていく

という部分であろうが、「経済社会の抜本的な構造改革」によりどのような素晴らしい社会を目指すのかが明記されていないし、「自由で公正な経済社会」はそのとおりであろうが、「自己責任原則と市場原理」に立たなければそのような経済社会が実現しないものなのか、また、何故規制緩和をするとこのような社会になるか、などとという点については今一つ明確でない。

この点については、「行政改革委員会規制緩和小委員会」の報告書「創意で造る新たな日本……平成8年度規制緩和推進計画の見直しについて……」（平成8年12月5日）、経済対策閣僚会議の決定「21世紀を切りひらく緊急経済対策」（平成9年11月18日）、上記緊急経済対策を受けて平成9年12月24日に閣議決定された「経済構造の変革と創造のための行動計画」など、規制緩和に関連して出されている閣議決定等の内容を見ても、結局、「規制緩和」の目的としてはっきりしているのは「高コスト構造の是正」と「活力ある経済社会の創出」くらいしかない。

あえてこれらの閣議決定等に述べられている内容を斟酌すれば、以下のようにまとめることができるのではなかろうか。



## 2 「規制緩和」に対する消防庁の対応

危険物規制など消防法の規制は、国民を災害から守ることを保護法益とする「社会的規制」であり、原則として自由にすべきとされる「経済的規制」とは異なり、軽々に規制緩和すべきものではないが、消防庁としては、安全性を損なわないことを前提に、規制緩和に鋭意取り組んでいるところである。

これまで規制緩和推進計画と規制緩和推進3ヵ年計画に基づいて実施し、又は検討中の危険物規制関係の緩和事項は、

平成7年度措置分		8 項目			
” 8	”	8 項目			
” 9	”	9 項目			
” 10	”	6 項目	実施済み合計	31 項目	
” 11	措置予定	3 項目			
” 11	結論	10 項目	総計	44 項目	

となっている

これらの規制緩和事項の内容は多岐にわたっているが、大きく①技術基準の見直し、②手続き等の簡素合理化、③国際整合性の確保の3種類に分類出来る。

### (1) 技術基準の見直し

技術基準の中には、制定当時の技術的・工学的・社会的常識を前提に定められているものも多いが、制定後ある程度の時間が経つと、社会・経済状況の変化や技術の進歩等により、「既存の技術基準の枠組みを超えた施設を建設したり、禁止されている行為等を行いたい」というニーズが出てくる。

このような場合に、従来の技術基準の前提となっていた技術的・工学的常識や生産・流通等の実態を見直し、新たに設けた技術的条件をクリアするとか、従来の技術基準の内容を細分化したり精緻化したりすることにより、これまでと同等の安全性が確保されると認められる場合には、これまでの技術基準では認められなかった施設の建設や行為を可能にしたり、安全性を確保するための別の方法論を認めたりしていこうとするものである。

このような技術基準の見直しは、従来から個別の要請等に応じて逐次行われてきたのであるが、規制緩和推進計画をきっかけに短期間に一挙に見直しが行われたという面が強い。

「技術基準の見直し」は、さらに次のようなパターンに整理できると考えられる。

#### ①国民の多様なニーズへの対応……4項目

これまで、危険性が高いとか事故の発生確率が高くなるなどの理由で禁止してきた行為等を、国民のニーズの多様化等を背景に見直していこうとするものである。

[例] ・給油取扱所に圧縮天然ガスタンドの併設を認める (H7.4.1)

(H10.3.16)

(H10.4.1)

## ②産業界のニーズへの対応 ……20項目

生産・流通等の実態の変化等を背景に出て来る産業界のニーズに対応しようとするものであり、量的には最も多い。

[例] ・危険物を取り扱う建築物に用いられる不燃材料の範囲 (H9.3.26)

・貯蔵所に貯蔵出来る危険物以外の物品の拡大 (H10.3.16)

・一般取扱い所の類型化を進めることによる基準の特例の拡大 (H10.3.16)

## ③新技術・新素材等の出現に伴う見直し ……4項目

従来の技術基準が制定当時の技術的・工学的常識を前提として定められている場合には、その前提を覆すような新技術や新素材が登場した場合に、それらを使用しても安全性が確保されるように技術基準そのものを見直していくことは当然のことである。また、「新技術・新素材」というほど目新しいものではないが、経済・社会的なニーズから、従来使用していなかった素材を使用したいなどと言うニーズが発生した場合も同様に考えるべきであろう。

[例] ・金属製に限られていた危険物配管を性能規定化し、要求性能を満足するFRP配管等を危険物配管として認める (H10.3.16)

・変電所等にNa-S (ナトリウム・硫黄) 電池の設置を認める (H11年度措置)

## (2) 手続き等の簡素合理化 ……6項目

規制に伴う事務的な諸手続き等については、簡便性が求められる一方、正確性、公正性、公平性などが求められることは当然である。日本の公的な手続き等は、従来ややもすると後者に重点を置いたシステムになりがちであったが、「規制緩和の断行」という視点に立った時、手続き等についても、正確性、公正性、公平性などの要件を満たしつつも、より簡素合理化できないか、不断の検討が必要であることもまた当然であろう。

- [例]
- ・危険物施設の設置又は変更の許可に係る手続きの簡素化（H9.3.26）
  - ・移動タンク貯蔵所の設置許可に係る消防法令の運用の統一（H9.3.26）
  - ・完成検査済証等の交付手続きの迅速化（H10.5.20）

### （3）国際整合性の確保……8項目

従来、日本の技術基準の多くは、諸外国の基準を参考にしながら、日本の社会・経済の事情や地震多発・木造住宅の密集などの状況、技術的風土などを加味して作られてきた。先進諸国の基準の良い点をつまみ食いしつつ日本の特性も考慮できる、巧みで効率的な手法であったと言えるだろう。

しかしながら、生産物の輸出入においては、たとえ一部でも技術基準が異なっていると「非関税障壁」となり、「輸出入の円滑化」という視点から見ると大きな問題が生じてしまう。

また、手続きが煩雑であったり、技術基準が厳し過ぎたりすれば、「運搬や流通の円滑化」という視点から見ると問題であるし、ひいては「日本の国際競争力の確保」という視点から見て問題であるという指摘もある。

日本が「輸出立国」という宿命を負っている以上、公平性の視点から「非関税障壁の撤廃」や「運搬や流通の円滑化」の原則は当然のことであるし、「日本の国際競争力の確保」の視点から過度の規制は緩和すべきである、との論も理解できるところであるが、一方、「安全の確保」という視点から「地震多発・木造住宅の密集」などの日本の特殊性を考慮しなければならないこともまた当然であろう。

結局、危険物規制などの安全規制の分野では、「安全の確保」との間で微妙なバランスを取りつつ「国際整合性の確保」を図っていく必要があるのである。

- [例]
- ・IBC（インターミディエイトバルクコンテナ）の技術基準の整備（H7.4.1）
  - ・IMDGコードの水圧試験に合格したタンクコンテナの完成検査前検査の省略（H7.4.1）
  - ・高引火点危険物の規制のあり方の見直し（H11年度結論）

### （4）その他……2項目

以上の3つの分類に該当しないものが規制緩和項目として2項目上げられている。